

令和 3 年 2 月 2 5 日決定

消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領（平成 31 年 3 月 25 日決定）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 小 池 裕 昭

別表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分がないものは、これを加える。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に実施された消防団員公務災害防止活動援助事業については、なお従前の例による。